

共同研究契約書(ひな形 Ver.5.4)

(契約項目表)

1 甲	公立大学法人名古屋市立大学				
2 乙					
3 研究の題目					
4 研究の目的					
5 研究の内容					
6 研究担当者、 役割分担 (研究担当者及び その役割。研究代 表者及び民間等共 同研究員 ^{※1} につい ては役割欄にその 旨を記載すること。)	区 分	氏 名	所属部局、職名	本研究における役割	
	甲			研究代表者	
				〇〇〇の開発	
				〇〇〇の解析	
	乙			〇〇の開発	
				〇〇の開発	
			〇〇の開発		
7 研究実施場所	名古屋市立大学大学院〇〇研究科及び〇〇〇〇				
8 研究期間	契約締結日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで(第3条)				
9 乙の研究経費の負担 (消費税額及び地方消費税 額を含む)	① 直接経費			円	
	② 間接経費 ^{※2} (直接経費の30%)			円	
	③ 民間等共同研究員派遣に係る研究 料			(356,400円/年×〇人)円	
	合計(①+②+③)			円	
	(内、消費税額及び地方消費税額)			(10% 円) (8% 円)	
10 施設及び設備等の 提供	区 分	施設の名称及び所在地	設 備/物 品		
			名称	規格	数量
	甲				
	乙				
11 秘密保持義務の有効期間	本契約期間及び契約終了の日から起算して3年間(第14条)				
12 研究成果公表の通知義務期間	本契約期間及び契約終了の日から起算して1年間(第18条)				
13 ノウハウの秘匿期間	本契約期間及び契約終了の日から起算して3年間(第23条)				
14 中小企業基本法に基づく乙の 企業区分(いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	中小企業(小規模企業含む)に該当する : <input type="checkbox"/> 上記に該当しない : <input type="checkbox"/>				

※1 民間等共同研究員とは第4条3項で規定する乙の研究担当者及び研究協力者のうち、甲の研究実施場所において本共同研究に従事される方

※2 14項で中小企業に該当する場合の間接経費は、直接経費の15%を適用する。(令和6年3月31日までの経過措置)

公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、上記契約項目表記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するにつき、次の各条のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、記名捺印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地 公立大学法人名古屋市立大学 理事長 郡 健二郎	⑨
乙	(住所) (名称) (役職) (代表者名)	⑨

(用語の定義)

第1条 本契約において次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に関する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、成果有体物等の技術的成果及び将来これらに繋がるデータや知見をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、次のアからエに掲げるものをいう。
 - ア 特許法に定める特許権、実用新案法に定める実用新案権、意匠法に定める意匠権、商標法に定める商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に定める回路配置利用権及び種苗法に定める育成者権並びに外国におけるこれら各権利に相当する権利
 - イ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び品種登録を受ける地位並びに外国におけるこれら各権利に相当する権利
 - ウ 論文を除く著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作物（プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）を含むが、これに限らない。）の著作権並びに外国におけるこれら各権利に相当する権利
 - エ アからウに掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。）のうち秘匿とすることが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙が協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- (4) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第2項に規定する行為、商標法第2条第3項に規定する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為、種苗法第2条第5項に規定する行為、プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利を行使する行為並びにノウハウの使用をいう。
- (5) 「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、必要と認めるときは甲及び乙が協議の上、再実施許諾権付の権利とすることができる。
 - ア 特許法、実用新案法及び意匠法に定める通常実施権並びに商標法に定める通常使用権
 - イ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に定める通常利用権
 - ウ 種苗法に定める通常利用権
 - エ (2)号イに規定する権利の対象となるものについて実施をする権利
 - オ 論文を除く著作物に係る著作権について利用をする権利
 - カ ノウハウについて実施をする権利
 - キ 外国における本項アからカの各権利に相当する権利
- (6) 「独占的实施権等」とは、通常実施権等のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施許諾ができず、当該権利を許諾された者において独占的に実施できる権利をいう。
- (7) 「専用実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、必要と認めるときは甲及び乙が協議の上、再実施許諾権付の権利とすることができる。
 - ア 特許法、実用新案法及び意匠法に定める専用実施権並びに商標法に定める専用使用権
 - イ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に定める専用利用権
 - ウ 種苗法に定める専用利用権
 - エ (2)号に規定する権利の対象となるものについての独占的实施権等
 - オ 外国における本号アからエの各権利に相当する権利
- (8) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに著作権については著作物及び著作権の登録並びに外国におけるこれら各行為に相当する行為（仮出願を含む。）をいう。
- (9) 「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の表記契約項目表6に掲

げる者及び第4条第1項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、第5条第1項に該当する者であって本共同研究に協力する者をいう。

(10)「成果有体物」とは、本共同研究の結果又はその過程において作製された材料、試薬又は試料（遺伝子、細胞、微生物、材料、土壌、岩石、植物等を含む）、実験動物、実験装置、試作品、モデル品、化学物質、菌株等、研究目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するものをいう。

(11)「本知的財産権」とは、本共同研究の結果又はその過程において生じた知的財産権をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 本共同研究の題目等は、表記契約項目表3、4及び5に記載のとおりとする。甲及び乙は、本契約の定めに従って、相互協力して本共同研究を実施するものとする。

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、表記契約項目表8に記載のとおりとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ表記契約項目表6に掲げる者を、本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ他当事者に書面により通知しなければならない。

3 甲は、乙の研究担当者及び次条に規定する研究協力者のうち、甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

4 乙は、自己の研究担当者又は研究協力者が、甲の設備等を使用するときは、甲の指示及び規程等に従うために必要な措置をとらなければならない。また、乙は、乙の研究担当者又は研究協力者が派遣先の甲の施設において事故や災害に遭遇したときは、事後の対応及び調査について甲に協力するものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第5条 甲乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、他当事者の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者（甲においては学生等を含む。）を研究協力者とすることができる。（以下、研究担当者及び研究協力者をあわせて「研究担当者等」という。）

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるにあたっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう他当事者に同意を求めた甲又は乙は、研究協力者に対し本契約内容を遵守させるための措置を講ずるものとする。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。

3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第20条、第21条及び第22条の規定を準用するものとする。

(本共同研究の分担並びに第三者への委託及び共同研究の制限)

第6条 甲及び乙は、表記契約項目表6に定める担当業務を自らの責任において遂行する。

2 甲及び乙は、他当事者の事前の書面による同意を得ることなく、自己の担当業務（双方が担当している場合を含む。）の全部又は一部を、研究協力者以外の第三者に委託してはならない。

3 甲及び乙は、第2条に規定する共同研究の内容と同一の共同研究を第三者と行なわないものとする。

(研究経費の負担)

第7条 乙は、表記契約項目表9に掲げる研究経費を負担するものとする。

(研究経費の納付)

第8条 乙は、表記契約項目表9に掲げる研究経費を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

2 乙は、所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に民法（明治29年法律第89号）第404条及び第419条で規定する法定利率の割合による延滞金を納付しなければならない。

(経理)

第9条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は、乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 表記契約項目表9に掲げる研究経費により取得した設備又は物品（以下、「設備等」という。）は、すべて甲に帰属するものとする。

2 乙が本研究で取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

(施設、設備等の提供等)

第11条 甲は、表記契約項目表10に掲げる甲に係る設備等を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から表記契約項目表10に掲げる乙の所有に係る設備等を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備等の搬入及び据付に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は第2項に基づき甲の施設内に持ち込んだ設備等の管理については、甲の規程等に従わなければならない。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 研究担当者の転出等により研究の続行が困難となった場合、又は天災その他研究遂行上やむを得ない事由がある場合には、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

2 本共同研究に係る研究期間、研究経費及び大幅な研究内容に関して変更がある場合は、甲乙協議の上、共同研究変更契約書を締結するものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定に基づき本共同研究を中止し、若しくは本契約の解除により研究が中止された場合において、第8条第1項の規定に基づき納付された研究経費（間接経費を含み、民間等共同研究員派遣に係る研究料を除く。）の額に不用が生じたときは、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があったとき、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により研究経費に不足が生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。乙が研究経費を負担できないときには、本契約の継続について、甲乙協議の上決定するものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本共同研究に関して情報を提供する者（研究担当者等を含む。以下「開示者」という。）から、以下各号のいずれかに該当するもの（以下「秘密情報等」という。）を提供された場合、開示者から情報を受領した者（以下「受領者」という。）は、開示者の書面による同意なしに、秘密情報等を第三者に提供、開示又は漏洩してはならず、かつ、本共同研究の目的以外に使用してはならないものとする。なお、受領者は、秘密情報等を知る必要のある役員及び従業員（甲の場合は、教職員）以外に開示してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報等について、自己の研究担当者等がその所属を離れた後も含め秘密として保持する義務を、当該研究担当者等に対し負わせるものとする。

(1) 本共同研究の実施にあたり、秘密である旨の表示が付された書面等の有体物により開示された情報

(2) 本共同研究の実施にあたり、開示者から口頭又は視覚的方法により開示された情報であって、かつ開示に際し秘密である旨明示されて、開示後20日以内に書面で受領者に対して秘密である旨通知された情報

(3) Eメール、ファクシミリ、記憶媒体、ファイル転送、ダウンロード、その他の電子文書により開示される情報であって、当該情報を表示又は印刷する際に秘密である旨が明示される情報

(4) 秘密である旨の表示ができない試料等の有体物の情報であって、開示の際の送り状等の添付書面に秘密である旨の表示がされた情報

2 次の各号の情報は、前項の規定に基づき甲及び乙が秘密とすべき秘密情報等に含むものとみな

す。

- (1) 本共同研究の内容及び結果
- (2) 本共同研究の過程で得られたデータ、知見、ノウハウ、発明、その他の成果

3 次の各号の一に該当するものは秘密情報等から除外する。

- (1) 開示者から知得する前に既に公知のもの
- (2) 開示者から知得した後に受領者の責めによらず公知となったもの
- (3) 秘密情報ではないことにつき、開示者から書面による同意を得た情報

4 次の各号の一に該当することを、情報を受けた者（以下「受領者」という。）が開示を受けた後 30 日以内に書面で、証明又は宣言し、開示者の同意を得た場合は、秘密情報等から除外する。

- (1) 開示者から知得する前に既に受領者が自ら所有していたもの
- (2) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
- (3) 秘密情報等とは無関係に独自に開発したもの

5 前4項の規定は、本共同研究終了日後も、表記契約項目表 11 の期間有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(秘密情報等の管理、著作権の保護)

第 15 条 甲及び乙は、前条の秘密情報等の保管管理については、善良なる管理者の注意義務をもって厳重にこれを行うものとする。

2 受領者は、本共同研究の目的を遂行するために合理的に必要な範囲内でのみ、秘密情報を複写、複製することができるものとし、これ以外に複写、複製してはならない。

3 甲及び乙は、他当事者（他当事者の研究担当者等を含む。以下本条について同じ。）から貸与又は開示された秘密情報等をその他の情報及び資料と隔離して管理するものとし、情報の混同を防止しなければならない。

4 甲及び乙は、他当事者から貸与又は開示された論文等の文書（デジタル形式での文書を含む。）及び第 17 条の報告書の著作権を侵害してはならない。

(秘密情報義務の例外)

第 16 条 第 14 条の規定に関わらず、甲又は乙は、行政機関から法令に基づく要請若しくは命令を受けた場合、又は裁判所の命令を受けた場合、秘密情報等を当該行政機関又は裁判所にのみ開示・提供することができる。開示を命じられた者は、当該開示に先立ち、他当事者に対して、開示を命じられた旨を通知し、可能な限り他当事者の秘密情報等の保護に努めるものとする。

2 前項以外の第三者からの開示請求（例えば、弁護士会からの照会請求）については、甲乙協議の上、対応を定めるものとする。

(実施報告書の作成)

第 17 条 甲及び乙は、本共同研究完了の日の翌日から 60 日以内に、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果（本共同研究を中止したときも含む）の概要を報告書としてとりまとめるものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じ、本共同研究の中間報告書を共同でとりまとめることができる。

(研究成果の公表等)

第 18 条 甲又は乙は本共同研究によって得られた研究成果を公表又は公開（以下「公表等」という。）しようとする場合は、当該成果の公表等を行おうとする日（学会発表の場合は発表申し込み日、論文の場合は投稿日）の 20 日前までにその内容を書面で他当事者に通知し、書面による同意を得なければならない。また、当該公表等を希望する甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、他当事者の事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

2 甲及び乙は、本共同研究によって得られた研究成果のうち、次の各号に該当するものについては、他当事者の書面による事前の同意なく、公表等してはならない。

- (1) 第 20 条第 3 項第 1 号により他当事者単独所有となる知的財産権の内容及び第 20 条第 3 項第 3 号に規定された他当事者単独の成果有体物
- (2) 第 20 条第 3 項第 2 号により甲乙の共有となり、出願等を行っていない知的財産権の内容及び第 20 条第 3 項第 3 号に規定された共有の成果有体物

(3) 第23条に規定するノウハウ

3 第1項の通知を受けた他当事者は、前項各号に該当するとき、又は公表等により将来期待される利益を侵害される恐れがあると判断するときは、当該通知受理後10日以内に公表等される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、他当事者と十分な協議を行わなければならない。公表希望当事者は、前項各号に該当する部分、及び公表等により他当事者の将来期待される利益を侵害する恐れがあると公表希望当事者が判断する部分について、他当事者の事前の書面による同意なく、公表等してはならない。

4 前3項の規定は、本契約終了日後も、表記契約項目表12の期間(以下「通知義務期間」という。)有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。なお、通知義務期間終了後は、第14条及び本条第2項の規定を遵守した上で、公表希望当事者は他当事者に通知することなく研究成果を公表等できるものとする。

(甲における研究成果の使用)

第19条 甲及び甲の研究担当者等は、第14条の秘密保持義務、第18条の研究成果の公表等の際の義務、及び第23条のノウハウ秘匿義務を遵守の上、一切の研究成果を教育及び研究活動のために無償にて使用することができるものとする。

2 甲の研究担当者等は、甲の所属を離れて他の非営利研究機関で教育及び研究活動を行う場合においても、前項が準用されるものとする。

(研究成果の帰属)

第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等又は成果有体物が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、自己に所属する研究担当者等に帰属する本共同研究の実施に伴い得られた発明等(甲に所属する研究担当者等と乙に所属する研究担当者等により共同で得られた発明等を含む。)について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。なお、甲又は乙が、本共同研究の実施に伴い発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権を承継しない場合は、他当事者にその旨を通知するものとし、次項に準じて研究成果の帰属につき別途定めるものとする。

3 本共同研究の研究成果の帰属は、以下の各号の規定に従うものとする。

(1) 甲の研究担当者等又は乙の研究担当者等が、他当事者の秘密情報等を用いることなく単独で為した発明等に係る知的財産権は、甲又は乙、いずれかの単独所有とする。

(2) 甲の研究担当者等及び乙の研究担当者等が共同で為した発明等に係る知的財産権は、甲乙双方の貢献度を踏まえて甲乙協議の上決定された持分において甲乙が共有するものとする。なお、ここでいう貢献度とは、発明等を創製した甲乙の研究担当者等の貢献度を指すものとする。

(3) 前二号の知的財産権を除く成果有体物の帰属は、甲又は乙が自己の設備等により、他当事者の秘密情報等を用いることなく単独で作製した成果有体物に係るものは原則として甲乙それぞれの単独所有とし、甲及び乙が共同で作製した成果有体物に係るものは原則として甲乙の共有とする。ただし、当該成果有体物の帰属について疑義が生じた場合又は第三者との契約等により別途定めがある場合は、甲及び乙が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

4 甲及び乙は、甲乙共有の知的財産権に係る双方の持分、出願等を行う場合には当該出願の内容及び出願国(PCT出願においては受理官庁及び指定国)、管理費用(特許庁等の登録機関及び甲乙に所属しない外部の弁理士等に支払う知的財産権を取得し維持するための費用をいう。以下同じ。)の負担及び第31条第1項に規定する産業財産権等の保全に必要な費用の負担等必要な事項を定めた共同出願契約等(以下「共同出願契約」という。)を、別途締結するものとする。

(共同研究の研究成果として単独所有する知的財産権の取扱い)

第21条 甲及び乙は、本共同研究において自己の研究担当者等が他当事者の秘密情報等を用いることなく単独で発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行う場合は、当該自己の研究担当者等が当該発明等を単独で行ったこと及び前条第3項第1号に基づき知的財産権を単独所有することについて、他当事者から事前に書面による確認を得なければならない。

(共有の知的財産権に関する出願等)

第22条 甲及び乙は、甲乙共有の本知的財産権について、出願等をする場合には、共同出願契約

の定めに従い、共同で出願等を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、いずれかの当事者が特定の発明等について又は特定の国について出願を希望しない場合は、他当事者は自らの名前と費用で当該発明等について又は該国について、出願等をなすことができる。この場合において、当該出願等に係る出願を希望しない当事者は、他当事者から請求されたときは、当該出願に係る自己の持分を放棄し、他当事者に無償で権利承継させねばならず、他当事者の出願等に支障が生じないように協力するものとする。
- 3 乙は、本共同研究の結果生じた本知的財産権を甲に属する研究担当者等と乙とが共有することとなった場合の当該出願等、管理費用、実施許諾等について、当該甲に属する研究担当者等と協議の上、別途定めるものとする。

(ノウハウの指定)

- 第 23 条** 甲及び乙は、甲乙共有の本知的財産権のうち、ノウハウに該当するものについては、甲と乙が協議の上、速やかにその指定をし、表記契約項目表 13 に定める期間秘匿するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に従って指定されたノウハウについて、他当事者の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、甲及び乙は、ノウハウの指定後において必要がある場合は、協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理費用)

- 第 24 条** 甲及び乙は、甲乙共有の本知的財産権の管理費用について、別途協議の上、共同出願契約において定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙が共有又は甲が単独で所有する本知的財産権について、乙が専用実施権等又は独占的实施権等を希望し甲がこれに応ずる場合、乙は当該本知的財産権について、乙の専用実施権等又は独占的实施権等が終了するまでの管理費用の全額を負担するものとする。

(乙に対する譲渡)

- 第 25 条** 甲単独又は甲乙共有の本知的財産権の甲の持分について、乙が譲渡を希望し、甲がこれに応ずる場合には、甲は乙と譲渡の条件を協議し別途契約を締結した上、当該本知的財産権の甲の持分を乙に譲渡するものとする。

(乙に対する実施権等の許諾)

- 第 26 条** 甲乙共有又は甲が単独で所有する本知的財産権に関し、乙が専用実施権等、独占的实施権等又は非独占的实施権等（以下、あわせて「実施権等」という。）を希望し、甲がこれに応ずる場合には、甲及び乙は当該実施権等の期間、実施料その他必要事項を協議し、別途契約を締結するものとする。甲乙共有の本知的財産権を乙が実施するときは、甲は自己実施をしないことから、乙は甲に別途契約で定める実施料を支払うものとする。ただし、実施権等が非独占的实施権等の場合は、当該実施料から、乙が支払った又は支払う本知的財産権の管理費用を控除することができる。
- 2 甲乙共有の本知的財産権の甲の持ち分につき、乙に実施権等を許諾する場合、実施権等を独占的とするか非独占的とするかの判断は、乙の希望の他、当該本知的財産権に係る乙の市場占有状況や基本特許などの他知的財産権等の乙の所有状況等も考慮し、甲が実質的に第三者への実施許諾を行えない状況にある場合は、独占的实施権等にすることとする。
 - 3 乙から実施権等の期間を延長したい旨の申し出があったときは、甲は乙が現に実施し又は今後実施する可能性が高く、期間延長が相当と認められる場合には、当該期間を延長するための変更契約を締結することができる。
 - 4 第 1 項の規定に基づき専用実施権等又は独占的实施権等の許諾を受けた者が、別途協議して定める期間に正当な理由なく当該本知的財産権に係る発明等の実施をしないときは、甲は、その活用を図るため、乙の実施権等を非独占的实施権等に改め、第三者に非独占的实施権等を許諾することができる。

(優先交渉権)

- 第 27 条** 乙が、本知的財産権に係る実施又は実施許諾の形態を検討するために、当該本知的財産権に関する技術面や事業面等からの検証、評価に時間を要する場合、当該本知的財産権の実施及び実施許諾に関する条件交渉を甲と独占的に行うことができる期間（以下「優先交渉期間」とい

い、当該優先交渉期間中に乙が獲得する権利を以下「優先交渉権」という。)を、甲乙協議の上、設けることができるものとする。

- 2 優先交渉期間中に発生する当該本知的財産権に係る管理費用の一切は、乙が負担するものとする。
- 3 優先交渉期間は出願日から18ヶ月を上限として設けることができるものとし、共同出願契約又は優先交渉期間設定契約において定めるものとする。なお、発明等の内容等を踏まえ、甲乙協議の上、優先交渉期間をあらかじめ延ばすことができるものとする。
- 4 優先交渉期間中に、乙が優先交渉期間の延長を希望する場合、甲に延長の申し出を行い、甲の同意を得た上で、書面にて優先交渉期間を延長するものとする。
- 5 乙は、優先交渉期間終了3ヶ月前までに、第1項に規定する検証、評価の結果を甲に通知するものとし、甲及び乙は、優先交渉期間終了後の当該本知的財産権の実施及び実施許諾に係る条件を決定するものとする。乙が優先交渉期間中に優先交渉権の放棄を希望する場合も同様とする。
- 6 前項により決定した条件に基づき、甲及び乙は、優先交渉期間終了後の取扱いを定めた本知的財産権に関する実施契約（以下「独占的通常実施権許諾契約、非独占的通常実施権許諾契約又は専用実施権設定契約」をいう。）、又は共有知的財産権に関する共有知的財産権取扱契約を、優先交渉期間内に締結するものとする。
- 7 優先交渉期間中に、乙が当該本知的財産権を活用し収入を得ようとする場合、その取扱いにつき、あらかじめ甲乙協議し決定するものとする。

(第三者に対する実施の許諾等)

第28条 甲及び乙は、第三者に対し甲乙共有の本知的財産権の自らの持分を譲渡しようとする場合、それを目的として質権を設定しようとする場合、専用実施権等を設定しようとする場合、又は通常実施権等を許諾しようとする場合は、事前にその旨を他当事者に通知し、書面による同意を得なければならない。ただし、乙が独占的実施権等を希望する本知的財産権については、甲は第三者には実施の許諾を行わないものとする。

2 甲乙共有の本知的財産権の甲の持分について乙が独占的実施権等を有さず、かつ、第27条に規定の優先交渉期間中ではない場合、甲は第三者に通常実施権等を許諾することができ、この場合に乙は甲から第1項の規定に基づき通常実施権等を許諾したい旨の通知を受けたときは同意しなければならない。ただし、甲の乙に対する通知から1カ月以内に、乙が甲から独占的実施権等の許諾を受けたときは、この限りではない。

3 甲乙共有の本知的財産権を、第三者に実施許諾した場合の実施料は、当該本知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(第三者に実施させることを目的とした技術情報の提供)

第29条 前条第2項に基づき、甲が甲乙共有の本知的財産権の甲の持分について、第三者に通常実施権等を許諾する場合において、乙が甲から、第14条第1項及び第2項の研究成果及び技術情報であって、次の各号の要件をいずれも満たす技術情報（以下「特定技術情報」という。）を第三者に開示又は提供したい旨の通知を受けたときは、乙は正当な理由がない限りこれに同意するものとする。

(1) 当該知的財産権の実施に必要な技術情報であること

(2) 特許権においては特許明細書及びその説明に必要な技術情報、実用新案権においては実用新案明細書及びその説明に必要な技術情報であること

2 甲は、前項に基づき第三者に特定技術情報の開示又は提供をするときは、事前に第三者に対し秘密保持義務を課さなくてはならない。甲は、当該第三者による秘密保持義務違反につき、自らの違反として責任を負うものとする。

(著作者人格権)

第30条 甲及び乙は、第20条第3項第2号に基づき創作された共有する著作物について、職務著作にあたらぬ場合は、当該著作物を創作した研究担当者等に対し、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないよう義務付けるものとする。

(産業財産権等の保全)

第31条 甲及び乙は、第22条に規定する共同での出願等に係る特許権、実用新案権、意匠権及び

商標権（以下「産業財産権等」という。）等の取得及び維持に関し、第三者から異議申立、審判、訴訟等を提起された場合は、当該産業財産権等の取得、維持のため相互に協力するものとする。

これに要する費用の負担は、第 20 条第 4 項に規定する共同出願契約の定めるところによる。

2 甲及び乙は、甲乙共有の本知的財産権の実施について、第三者から権利侵害などを理由として訴訟等を提起された場合は、協議の上対処するものとする。

3 甲及び乙は、甲乙共有の本知的財産権を第三者が侵害した場合には、協議の上対処するものとする。

(契約の解除)

第 32 条 甲は、乙が第 8 条第 1 項に規定する研究経費（乙に係る直接経費及び間接経費）を所定の納付期限までに納付しない場合は、直ちに本契約を解除することができる。ただし、乙の不履行が甲の責に帰すべき事由によるものであるとき、又はその期間を経過した時における乙の不履行が軽微であるときは、この限りでない。

2 甲又は乙が、次の各号の一に該当したときは、他当事者は直ちに、本契約を解除することができる。

(1) 本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をした場合、又は、本契約に違反し、10 日間以上の期間を定めてその履行を催告されるも、その期間内に履行しない場合

(2) 監督官庁より営業の取り消し、停止の処分を受けた場合

(3) 手形、小切手の不渡処分、強制執行を受けた場合

(4) 破産、民事再生手続、特別清算、会社更生手続の申立があった場合

(5) 解散の決議をした場合

(6) 本契約の全部の履行が不能である場合

(7) 本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

(8) 本契約の一部の履行が不能である場合又はその一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき

3 本条の規定に従い契約が解除された後も、契約解除の原因となった当事者の損害賠償義務、秘密保持事項等が免除されるものではない。

(損害賠償)

第 33 条 甲又は乙は、他当事者が次の各号の一に該当するときには、他当事者に対し損害賠償を請求することができる。ただし、当該損害の発生が他当事者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

(1) 他当事者が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたこと、又は、本契約に違反したことにより、損害を発生させたとき

(2) 他当事者に前条第 2 項各号の事由が生じたため、前条の解除を行った場合において、損害が発生したとき

(3) 他当事者の研究担当者等の故意又は過失により、管理する設備等に損害が発生したとき

(共同研究完了、中止後の措置)

第 34 条 甲は、本共同研究を完了し、又は第 12 条により中止され、若しくは本契約の解除により中止された場合は、第 11 条第 2 項の規定に基づき乙から受け入れた設備等を、研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

2 本契約に基づき他当事者から提供された試料、図面等の資料、未使用の材料その他の物品、書類及び記録媒体について、甲又は乙は、本共同研究の完了又は中止後の 3 ヶ月以内に返還の請求を受けたときに限り、他当事者に返還する義務を負う。

(契約上の地位の譲渡等の禁止)

第 35 条 甲及び乙は、他当事者の書面による事前の同意なく、本契約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡しない。事業又は営業の譲渡とともにする場合も同様とする。

(安全保障輸出管理)

第 36 条 甲及び乙は、本契約に従い他当事者から提供される貨物又は技術を輸出又は非居住者への提出を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行う。

2 甲及び乙は、本契約又は個別契約に従い他当事者から提出、支給又は貸与されるいかなる貨物又は技術も、大量破壊兵器等の設計、製造、使用及び保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用されることが判明しているとき、又は疑いがあるときは、直接、間接を問わず輸出又は非居住者への提出を行わない。

(反社会的勢力の排除)

第 37 条 甲及び乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、他当事者に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動若しくは宗教活動若しくは社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 他当事者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて他当事者の業務を妨害し、又は他当事者の信用を毀損する行為

2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、他当事者は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

(1) 前項(1)の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項(2)の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項(3)の確約に反する行為をした場合

3 甲又は乙の本契約を解約した者は、前項に基づき本契約を解約したことにより他当事者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(契約期間及び残存条項)

第 38 条 本契約の有効期間は、第3条に規定する研究期間と同一とする。期間満了の際、研究期間の延長の必要があるときは、甲乙書面で合意の上本契約を更新することができる。

2 本契約の失効後も、第5条第3項、第8条第2項、第9条、第10条、第11条、第13条から第31条、第33条から第37条、本項及び第39条から第43条の規定は、当該条項に規定する期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(個人情報の取扱)

第 39 条 甲及び乙は、他当事者から開示された「個人情報」について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。本条でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報を容易に照会することができ、これによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

2 甲及び乙は、前項に規定する個人情報を第三者に預託、提供又は開示し、本共同研究の目的以外に使用、複製又は改変等を行ってはならない。

3 甲及び乙は、第1項に規定する個人情報を、本共同研究の終了後又は解約後、速やかに他当事者に返還するものとする。ただし、他当事者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(本契約締結の事実の取り扱い)

第 40 条 甲及び乙は、宣伝や広報等の目的で、本契約を締結している事実を、刊行物、デジタル媒体、ホームページ等に掲載する場合、又は口頭で放送や講演等で公表する場合には、他当事者の担当部署に30日前までに書面で通知を行い、公表の7日前までに必ず他当事者の担当部署から書面による承認を得るものとし、他当事者の承認無しに公表することはできないものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第 41 条 本契約の準拠法は日本法とする。

2 甲及び乙は、本契約に関する紛争（裁判所での調停手続を含む。）については名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(本契約に関する通知、連絡先)

第 42 条 本契約についての問い合わせ及び通知等は以下の各連絡先に行う。

甲：名古屋市立大学〇〇学部事務室□□課（住所）

乙：

（協議）

第 43 条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上、円満解決を図るものとする。

（以下余白）

＜必要に応じて追加＞

～乙が特別試験研究費税額控除制度による税額控除の申告を予定している場合～

「費用の負担及びその明細」

乙は、次の明細のとおり本共同研究に係る費用を負担する。

- (1) 甲が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、乙が費用を負担するもの

費 目	区 分	見 込 額	備 考
原材料費	実験用材料、実験部品作製材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等	円	
人 件 費	給与、賃金等	円	
旅 費	研究打合せ、資料収集、調査等の旅費	円	
経 費	機械、装置、工具、器具及び備品、その他の本共同研究の遂行に直接必要な経費	円	
外 注 費	設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等	円	
	合 計	円	契約項目表の第9欄に定める乙が負担する直接経費の金額

※ 乙は上記のほか、契約項目表の第9欄に定める民間等共同研究員に係る研究料及び間接経費を負担する。

- (2) 乙が本契約に基づく試験研究に要する費用の額（(1)に掲げる金額を除く。）

費 目	区 分	見 込 額	備 考
原材料費	—	円	
人 件 費	—	円	
経 費	旅費、外注費、原価償却費、光熱費、修繕費等	円	
	合 計	円	